

# 泊原発電運転差し止め

## 札幌地裁判決 津波対策が不十分



泊原発電運転差し止め判決を喜ぶ原告ら＝31日、札幌地裁前

北海道内の住民1,201人が北海道電力泊原発電(泊村、運転停止中)は安全性の問題があるとして、運転差し止めと廃炉を求めた廃炉訴訟判決が31日、札幌地裁でありました。谷口哲也裁判長は「津波に対する安全性の基準を満たしていない」として、泊原発電の1号機から3号機の運転差し止めを命じました。原告弁護団によると、津波対策が不十分であることを理由に運転差し止めを命じるのは初めて。

判決は、原告が原子力規制委員会の策定した安全性の基準を満たすかどうかは、知見や資料を持つ電力会社が立証する必要があると指摘。会社が立証を尽くさない場合には、原告が安全性を欠き、周辺住民の人格権侵害の恐れがあると推認されるとしました。

その上で、泊原発電の津波防護施設について、北側には防潮堤が存在し、防潮堤の地盤に液化化などが生じる可能性は低いと主張するものの、地盤の液化化の恐

↓関連の5面

れがないことについて、できる津波防護施設は存在「相当な資料による裏付けをしていない」と指摘。建設計定の新たな防潮堤も構造が決まっておらず「津波防護機能を保持することの」

できる津波防護施設は存在せず」としました。一方、廃炉については請求を棄却しました。住民は東京電力福島第1原発事故後の2011年11月に提訴。市川守弘弁護団は「提訴から10年たっても安全性を北電は何ら示さず、裁判所が善理継続が相応でない」と判断したことを評価したい」と語りました。

# 泊原発運転差し止め 提訴から10年半

# 「命を大事にする判決」

津波に対して安全性を欠き、運転によって周辺住民の生命や身体に危険を及ぼすおそれがある。北海道電力泊原発（北海道泊村）の運転差し止め訴訟で、札幌地裁は31日、運転差し止めを命じた。原告の運転差し止めを認めない判決は4年目、提訴から10年半余りを経たず今回の判決に、原告の周辺住民らからは安堵の声が上がった。

「極めてわかりやすく、原告側の主張が理由に、再稼働を止められた。我々の思いに寄り添ってくれた」

判決後の会見で、原告弁護団長の市川守弘弁護士はそう評価した。

原告団は東日本大震災後の2011年11月に提訴。裁判が長期化した一因は、原子力規制委員会の審査をにらみながら、裁判では自ら主張を明らかにしない北電側の姿勢にあった。谷



判決を受けて会見に臨む被告側（左）と原告側（右）の代表者たち。市川守弘（左）と市川守弘（右）。

審して判決を出してもいい」と述べ、他の訴訟に与える影響は大きいとし、金見には約80人の関係者が出席。原告側を率いていた小野田正・北海道大学名誉教授（自然地理学）は「1200人の仲間がいて10年間がんばってこられた。裁判官が厳しく指摘してくれた」と感謝を見せた。一方、北電側の姿勢を改めて批判。北電が規制委員の方ばかり向いていたことが問題。規制委員に対して

## 「司法の役割果たした」

関西電力大飯原発（福井県おおい町）では、福井地裁が2014年に運転差し止めを命じる判決を出した（名古屋高等法院支部の控訴審で逆転敗訴）。原告団代表で、地元をめる明通寺住職の中野義典さん（80）は「北海道で暮らす普通の住民の素朴な疑問、素朴な願いを反映したもので、判断を敬服したい」と話した。「少いながらも住民の命を大事にする判決が積み上がってきた。自分たちも力づけられる」

北電電力志願原発（川内県志願町）の運転差し止め訴訟の原告団長で、同県津市に住む北野進さん（80）も「原発の危険性への懸念が司法に確実に浸透してあり、かつての安全神話に縛られてきた」と評価した。志願訴訟は13年に金沢地裁に提訴されたが審理が続いており、同県津市津市町内でも

## 再稼働の声強まる中 勇気ある判決

原告訴訟に詳しい元立命館大学法科大学院教授の斎藤浩井博士の語 極めて単純明快な判決だ。津波対策が不十分として原告らの人格権侵害のおそれを認め、その他の争点は「検討するまでもない」とした。泊原発の防衛堤は完成が見通せないどころか、構造も決まっていない。十分な防衛堤が現状ないという判決に対し誰も文句が言えない。これほど被告側に不利な争点は、過去の原発訴訟ではなかった。

近年は毎年のように、司法が原発の安全性に異議を唱える判決を出している。一方、政府は脱炭素の推進のために原発の再稼働を重視している。原発再稼働の声が強まっている中で、勇気ある判決とも見えるだろう。

## 規制委で審査中の原発 違和感

電力会社の経営に詳しい国際大学の橋川武郎教授（エネルギー政策）の語 原子力規制委員会で審査中の原発に裁判所が判断を下すのは違和感を感じる。これまでの原発訴訟と同様に控訴審で判決が覆る可能性が高く、再稼働への影響はあまりないだろう。ただ、北電は防衛堤について説明の仕方があったのではないかと、北電は規制委の審査対応でも大手電力のなかで進め方が拙劣で、審査が長期化した。

既設原発の経済的メリットは大きい。原発は事故が起きれば止まる不安定な電源だ。北電は原発に頼りすぎるのではなく、再生可能エネルギーを軸としたビジョンも掲げるべきだ。

断層の活動性をめぐる原子力規制委員会の審査が長引き、地裁はその結果を持つ方針を採っているからだ。北野さんたちは審査を求めている。

松山地裁で11年から続く四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求める訴訟の原告の一人、須藤昭男さん（80）も「松山地裁の訴訟もこの流れになることを切に願う」と話した。伊方原発を巡っては過去2度、別の

裁判では最高裁が運転差し止めの仮処分を決定し、その後いずれも取り消している。

（佐藤浩井 小野田正・市川守弘）

中部電力浜岡原発（静岡県御前崎市）の訴訟などを求めた訴訟の弁護団の青山雅幸弁護士は、札幌地裁が「審理を継続することは相当なり」と判断したことに沿って「司法の役割を果たした画期的な判決だ」と評価した。

訴訟は2011年7月の提訴から10年以上、静岡地裁での審理が続く。17年に原告側が提出した「原発敷地内は活断層がある」とする

る審理に対し、中部電力側は今も反論の書面を出していない。青山弁護士は「静岡地裁は札幌地裁の姿勢を見習うべきだ」と指摘する。

# 「原発ない北海道へ一歩」

## 泊差し止め判決法廷に「やった」



北海道電力泊原発の廃炉や運転差し止めなどを求めた訴訟の判決後、記者会見する齊藤武一原告団長(前列中央)ら。31日午後、札幌市中央区

### ■泊原発をめぐる動き

- 1989年6月 北海道電力泊原発1号機の営業運転開始
- 2011年3月 東日本大震災、東京電力福島第1原発事故
  - 4月 1号機が定期検査で運転停止
  - 8月 2号機が定期検査で運転停止
  - 11月 廃炉求め住民らが札幌地裁に1次提訴
  - 12年5月 3号機が定期検査で運転停止
  - 11月 住民らが2次提訴
  - 13年7月 原発の新規制基準施行
  - 同月 北海道電、再稼働に向け原子力規制委員会に適合性審査を申請
  - 18年9月 北海道地震で外部電源喪失。非常用発電機で使用済み燃料プール冷却
  - 22年1月 廃炉訴訟が結審
  - 5月 札幌地裁、運転差し止めを命じる判決

北海道電力泊原発(北海道泊村)の運転差し止めを命じた31日の札幌地裁の判決後、原告らは札幌市内で記者会見。事実上の勝訴で喜びをかみしめ、「原発のない北海道への一歩だ」と力を込めました。

午後3時すぎ、谷口「ではさあ、さあ」と原告団長が「運転差し止めを命じられた」と述べた。



席から「やった」と歓声の音が上がりました。地裁前には「差し止め認めると書かれた書類が掲げられ、集まった支持者らは笑顔で万歳を繰り返していました。

判決後の記者会見で、齊藤武一原告団長

### 判決骨子

一、提訴から10年以上経過したが、北海道電力が泊原発の安全性に關し主張立証を終える時期の輿論が立たないため、審理を継続することは相当でない」と判断し、判決をする。

一、北海道電は、泊原発の防振地盤に液化化の恐れがないことを立証していない。津波に對する安全性を欠くことから、その運転によって周辺住民の生命・身体を侵害する恐れがある。

一、その危険性が及ぶと認められる範囲は泊原発から半径30\*の範囲内である。

一、従って、半径30\*に居住する原告らの運転差し止め請求を認める。

一、使用済み核燃料の危険性は認められるものの、撤去先を限定することなく撤去を求める請求は認められない。

一、原告が必要であると主張は認められない。

は「裁判長は私たちの力で勝りました。原告側の市川守弘弁護士は「危険だから」と評価。「原発の稼働は極めて怖いことだ。喜ぶたい」と笑顔。一歩一歩という緊張を思いに浴びた判決だ」と話しました。